

第1回安来市景観計画策定委員会 議事録

1. 開催概要

日 時：令和8年3月13日（金） 15:00～16:30

場 所：安来庁舎2階 202会議室

出席者：以下のとおり

○委員（出席8名）

（敬称略）

氏名	所属等	出欠	備考
細田 智久	島根大学 教授		副委員長
安川 唯史	護縁株式会社 取締役(島根県景観アドバイザー)		委員長
大野 遼太	島根県弁護士会		
大野 豪俊	公益社団法人島根県不動産鑑定士協会 会長		
山根 常郎	島根県建築士会 安来支部 支部長		
渡部 仁	安来商工会議所 事務局長		
中尾 隆義	安来小路暮らし相談室 代表	欠席	
谷口 広行	安来市社会福祉協議会 事務局長		
平原 金造	安来市立歴史資料館 館長		
柁瀬 繁人	母里交流センター 館長	欠席	

○事務局

氏名	所属等	出欠	備考
藤原 年生	安来市建設部 参事		
広江 正人	安来市建設部 部長	欠席	
淀谷 正臣	安来市建設部 都市政策課 課長		
遠藤 健志	安来市建設部 都市政策課 係長		
岩崎 瑞輝	安来市建設部 都市政策課 主任主事		

○受託事業者

株式会社エブリプラン（森田 俊作、武田 隆司、北本 琉士）

2. 議事次第

1. 開会
2. 市長あいさつ
3. 委員会設置要綱の説明 **【資料 1】**
4. 委員紹介 **【資料 2】**
5. 委員長・副委員長選任
6. 委員長・副委員長あいさつ
7. 議題 **【資料 3、資料 4-1、資料 4-2】**
 - (1) 景観計画の概要について
 - (2) 市民アンケート結果について
 - (3) 景観特性について
 - (4) 計画の方向性について
8. その他 **【資料 5】**

3. 配布資料

- ・委員の委嘱状
- ・席次表
- ・次第
- ・**【資料 1】** 委員会設置要綱
- ・**【資料 2】** 委員名簿
- ・**【資料 3】** 景観計画の構成案
- ・**【資料 4-1】** 説明資料
- ・**【資料 4-2】** アンケート調査票
- ・**【資料 5】** 今後のスケジュール
- ・**【参考資料】** 他市事例

4. 議事

(1) 景観計画の概要について【資料 3、4-1】

事務局説明（趣旨）

- ・景観計画の構成案を提示（全体の構成・整理）。
- ・景観計画の目的（良好な景観の形成・維持・向上）。
- ・景観計画の位置づけ（総合計画等の上位計画、都市マスタープラン等の関連計画との整合）。
- ・景観法に基づく景観計画・景観条例の策定により、地域の実情や市民意見を踏まえた運用を可能とする方針を説明。

（質疑なし）

(2) 市民アンケート結果について【資料 4-1、4-2】

事務局説明（趣旨）

- ・令和 7 年 9 月に市民 1,500 名を対象に郵送・Web で実施（回収率 34.1%）。
- ・景観への関心：「とても関心がある／ある程度関心がある」が 7 割超。
- ・良好と評価される景観：花（チューリップ等）、大山の眺望、田園景観等。
- ・改善が必要とされる景観：商店街等の市街地景観、幹線道路沿い、水辺・水路周辺等。
- ・重要とされる景観（上位）：花の景観、中海の水辺、歴史文化景観（神社仏閣・史跡等）、大山を望む景観。
- ・残したい景観：各地区で「桜・桜並木」への関心が高い。
- ・改善したい景観：草木の管理、道路・歩道、空き家、工作物等への関心が高い。
- ・景観形成に重要と考える取組：清掃・緑化活動への参加が最多。
- ・自由意見：自然景観の評価、空き家・街並み、太陽光パネル等の課題、市民負担増への懸念。

（質疑なし）

(3) 景観特性について【資料 4-1】

事務局説明（趣旨）

- ・景観資源を「歴史文化景観」、「自然景観」、「まちなみ景観」の 3 類型に整理し、安来地区、広瀬地区、伯太地区の特性を整理する考え方を説明。

<意見交換：(3) について>

発言者	内容
平原委員	月山富田城の城下町と現在の広瀬のまちなみ（広瀬藩の城下町）は区別して記述すべきではないか。また、広瀬地区の花景観として、芝桜に加えて飯梨川河川敷の桜並木も景観特性として位置づけてほしい。
事務局	誤りがあり申し訳ない。訂正させていただく。

(4) 計画の方向性について【資料4-1】

事務局説明（趣旨）

- ・ 上位計画等の将来像・キーワード、及び景観特性を踏まえ、景観計画策定の意義、基本理念、目標等を整理していく方針。
- ・ 区域設定：
 - － 景観計画区域：安来市全域（景観資源が全域に分布し、全市的に景観まちづくりを進めるため）。
 - － 景観計画重点区域：今回の計画では設定しない（住民意向等がある場合に指定できるようにする）。
 - － 景観計画重点区域候補地：市民の景観への想いの可視化等を目的に設定。具体案は次回委員会で提案する予定。
- ・ 届出対象行為・景観形成基準：
 - － 建築物、工作物（太陽光パネル、柵等）、土石採取、特定照明等について、規模要件等を定め届出を求める仕組みを検討。
 - － 当面は県条例相当の基準から開始し、運用・見直しを踏まえて段階的に調整する考え。
- ・ その他の景観形成に関する事項：
 - － 景観重要建造物・景観重要樹木は現時点で指定しない考えだが、指定方針は計画に定める。
 - － 屋外広告物は県条例相当の規制を基本とし、運用を踏まえて見直しを図る。
 - － 推進方策として、行政・市民・事業者の役割分担や運用管理等を整理予定。

<意見交換：(4) について>

発言者	内容
山根委員	将来的に景観条例制定までを目標とするのか。あわせて、景観計画の見直しスパン（総合計画との関係を含む）はどのように考えるか。
事務局	景観計画の策定と並行して条例案の策定も進め、来年度末の計画取りまとめと同時に、3月議会で景観条例の議案を上程したい。見直しスパンは、概ね5年程度を目安とする考えである。

5. その他【資料5】

事務局説明（要旨）

- ・ 来年度は、8月頃に第2回、10月頃に第3回を予定（10月頃に素案を取りまとめ）。
- ・ 12月頃に議会説明・パブリックコメントを実施し、3月に公表、景観条例制定を目指す。
- ・ パブリックコメントの状況により、1～2月頃に第4回を開催する可能性がある。

6. 閉会

○委員会開催の様子



以上